

加古川市介護保険特定福祉用具購入費支給事業実施要領

令和元年 10 月 1 日

介護保険課長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本市における居宅介護福祉用具及び介護予防福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）購入費の支給について、法令に定めがあるもののほか、支給の対象となる特定福祉用具に関する事項を定めるものとする。

(支給対象)

第 2 条 支給の対象となる特定福祉用具は、公益財団法人テクノエイド協会が所管する「福祉用具情報システム（T A I S）」において、「販売」の区分で登録されているものとする。

ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。